

# インターネット上のコンテンツの 評価システムについて

～特にモバイルコンテンツを対象に～

平成20年2月27日(水)

## 1. コンテンツ事業者に求められていること

---

- モバイルコンテンツの急速な普及とともに、青少年保護の観点等から問題となる事象が出てきているのは事実。
- モバイルコンテンツビジネスが、今後順調に発展していくためには、「利用者保護」と「業界発展」を両立させる環境整備を図っていくことが必要。
- モバイルコンテンツに限らず、コンテンツ事業者は業界一体として、青少年を「有害情報」から守るための社会的責任を果たす努力が求められている。(→ 参考1)
- しかしながら、今回の携帯電話のフィルタリング導入促進を契機に、まずはモバイルコンテンツが先導。

## 2. コンテンツ事業者による利用環境整備

---

- 具体的には、インターネット利用に関する啓発活動などに積極的に取り組むことが必要。
- 例えば、啓発活動を行う組織の早急な立ち上げ、中小コンテンツ事業者の相談窓口の設置など。
- また、アダルトコンテンツなど青少年に不適切なものについては、ドメインやディレクトリを分けて提供するなどの努力。
- これにより、適切な範囲のみにフィルタリングをかけられるようにすべき。
- さらに、インターネット上の良質なコンテンツを選択する手がかりを与えるようなシステムの構築が求められる。

→ 本発表の主題

### 3. モバイルコンテンツビジネスの評価システムの必要性

---

- コンテンツ業界が中心となり、独立した第三者の立場である機関を設立し、その活動を積極的に支援すべき。
- 第三者機関は、インターネット上に流通するコンテンツの評価基準を策定し、認定を行うシステムとしての第三者機関。
- 評価基準はフィルタリング会社等の第三者の利用も視野に入れるとともに、この基準に基づき、青少年保護のために一定の対応を講じているコンテンツ等を認定。
- コンテンツ業界の自浄作用を促進するとともに、よりユーザにとって利便性のあるフィルタリングサービスを実現。
- 第三者機関である以上、行政、コンテンツ事業者、通信事業者からある程度独立して客観的で公正な立場からサイト等の評価を行うことが重要(→ 参考2)。
  - 特に、行政はコンテンツの評価に加わるべきではない。

### 3. 評価システムに求められること①： 目的

---

#### <評価システムの目的>

- 昨今の問題の核心が、モバイルインターネット上での青少年保護にある以上、その点を目的のひとつとしてかかげることが必要。
  - 具体的には、18歳未満の青少年が利用できるモバイルコンテンツを明らかにすること。
  - 携帯電話のフィルタリングサービスの現状を考えると、上記基準があれば事足りるが、本来は18歳未満で一律にとらえるのではなく、より細分化された区分もあり得る。
  - モバイルコンテンツだけではなく、インターネット上のコンテンツ全体も視野に入れた取組みとなることを期待。
- 評価する対象となるコンテンツは、審査料負担などを考慮すると、当面は商用コンテンツが中心となるか。
  - フィルタリングサービスの課題を解決するためには、商用コンテンツだけではなく、個人で開設したサイトなど、非商用サイトも視野に入れる必要がある。非商用サイトについては、別途対策を考える必要あり。

### 3. 評価システムに求められること②： 必要な機能

---

#### <評価システムに求められる機能>

- インターネット上のコンテンツの特徴を踏まえて評価システムを構築する必要。
  - ① 第三者機関の資金管理、組織運営をする機能
  - ② 基準を策定する機能
    - ✓ コンテンツの種別に応じた基準の策定を行う。
    - ✓ システム立ち上がり時には、すべての分野について網羅的に基準を策定できないとしても、段階的にカバーする範囲を拡大。
    - ✓ 範囲を拡大するだけでなく、年齢等に応じた段階的なレイティング方式も検討。
  - ③ 審査及び運用監視機能
    - ✓ コミュニティサイトなどはユーザの書き込みによって内容が常に変化するため、基準を満たしていることを監視することが必要。
    - ✓ ユーザ等からのクレームを受け付けることも重要。

#### <透明性・公正性の確保>

- 基準は客観的かつ公正なものでなければならない。従って基準の策定には利害関係者がかかわってはならず、策定の手続きは透明性が確保されることが必要。
- 一方で、利害関係者でなければ基準作成に必要な実務等に関する情報は提供できないため、基準策定者が彼らの知見を活用できる仕組みを構築。
- 基準に基づくコンテンツの適格性の審査、事後の運用監視は公正になされなければならない。
- また、苦情処理に対しては迅速に調査し、評価の見直し等の対応を行うことが必要。
- さらに、基準決定や審査・運用監視が的確になされているかチェックできるようにすべき。
  - メンバーはコンテンツ事業者等関連業界以外の消費者団体等から幅広く募る必要。

### 3. 評価システムに求められること④： 実効性の確保

---

#### ＜実効性の確保＞

- モバイルコンテンツ事業者が、コスト負担が伴ったとしても、評価システムの取組みに参画し、コンテンツの審査・監査を受けるインセンティブが必要。
- 具体的には、現状では、携帯電話のフィルタリングサービスの導入が進む中で、良好なインターネット環境の維持に協力しつつ、自らのコンテンツはフィルタリングで排除されることなくユーザに利用されることが必要。
  - 将来的には、携帯電話のフィルタリングサービスとの関わりだけではなく、ユーザにとってコンテンツ選択の基準として認識されることが理想。
- そのためには、評価システムに認定されたコンテンツのリストが、携帯電話のフィルタリングサービスに反映されることが必要。
- モバイルコンテンツビジネスの健全な発展と青少年保護を両立させるため、評価システム構築の取組みへの携帯電話事業者やフィルタリング会社の積極的な協力が期待。

#### <継続性・安定性の確保>

- 評価システムが社会的信用を得るためには、継続的で安定的な活動基盤が必要。
- そのためには、立ち上げ時にモバイルコンテンツビジネスの関係者だけではなく、より広範囲の参画が望ましい。
- また、運営コストが過大とならないよう既存の組織や人的資源を活用することも必要。
  - 評価システムの対象分野を拡大して行くに際しては、すでに基準作り等を行っている組織との連携が不可欠。

#### <責任分解の明確化>

- コンテンツ事業者、携帯電話事業者、フィルタリング会社、第三者機関、ユーザでの間の責任範囲を明確化すべき。

＜参考1＞

コンテンツ関係者の広がり

- 現在のフィルタリングサービスによるアクセス規制のやりかたに懸念を感じている。酒類に関係するコンテンツがあると、一律フィルタリングサービスで規制の対象になる。
- 懸念に感じる観点は以下の理由による。
  - 未成年飲酒に関する、業界の取り組み、自主的な取り組みをすでに行っている。
  - マスメディア、インターネット(PC)での広告コミュニケーションの現状との整合性。
  - 公式サイトとしてキャリアに「認めていただいた」コンテンツである事実。
  - 酒類を扱うとすべてのコンテンツの閲覧ができなくなる、メーカーの企業活動すべてが否定されるような規制のありかた。
- 本当に問題のある違法なコンテンツのみを規制すべきではないか？

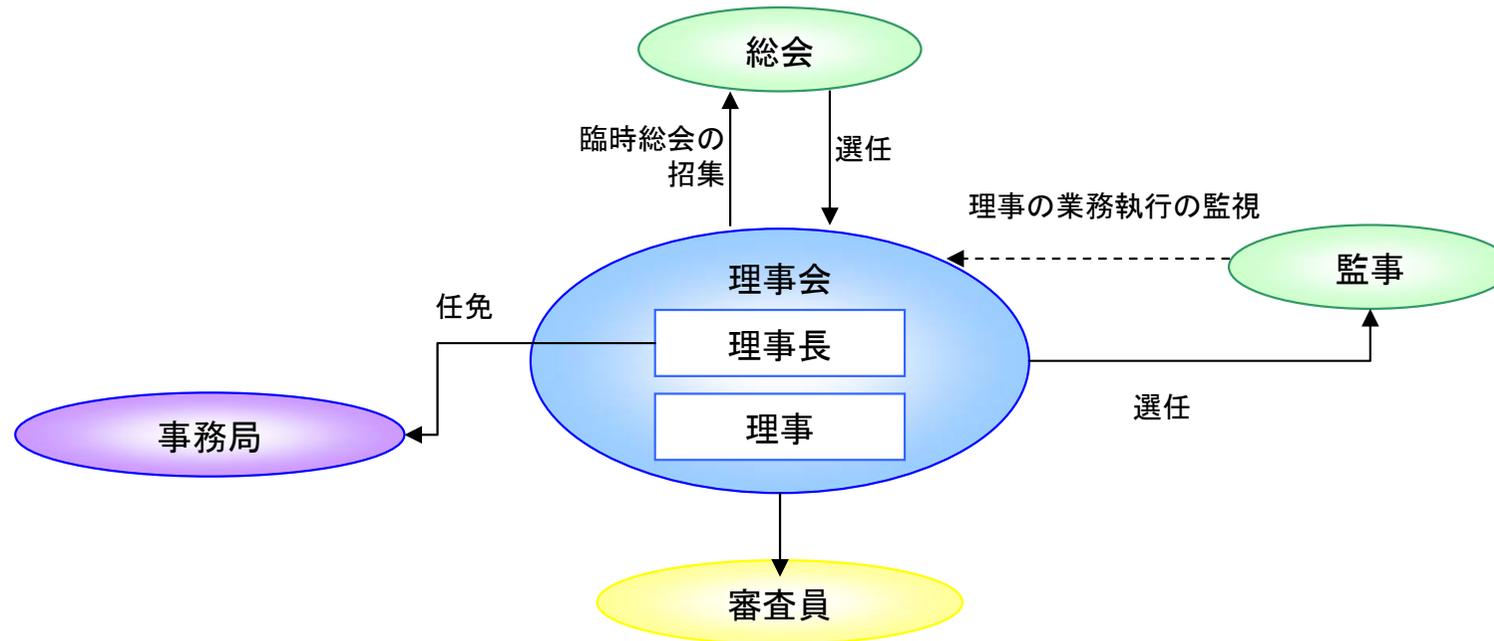
## <参考2>

### 既存の第三者機関について

(モバイルコンテンツ審査・運用監視機構(仮称)第二回準備委員会資料から)

# 1-1 特定非営利活動法人コンピュータエンタテインメントレーティング機構 (CERO) の概要

## ◆CERO組織図



### 概要

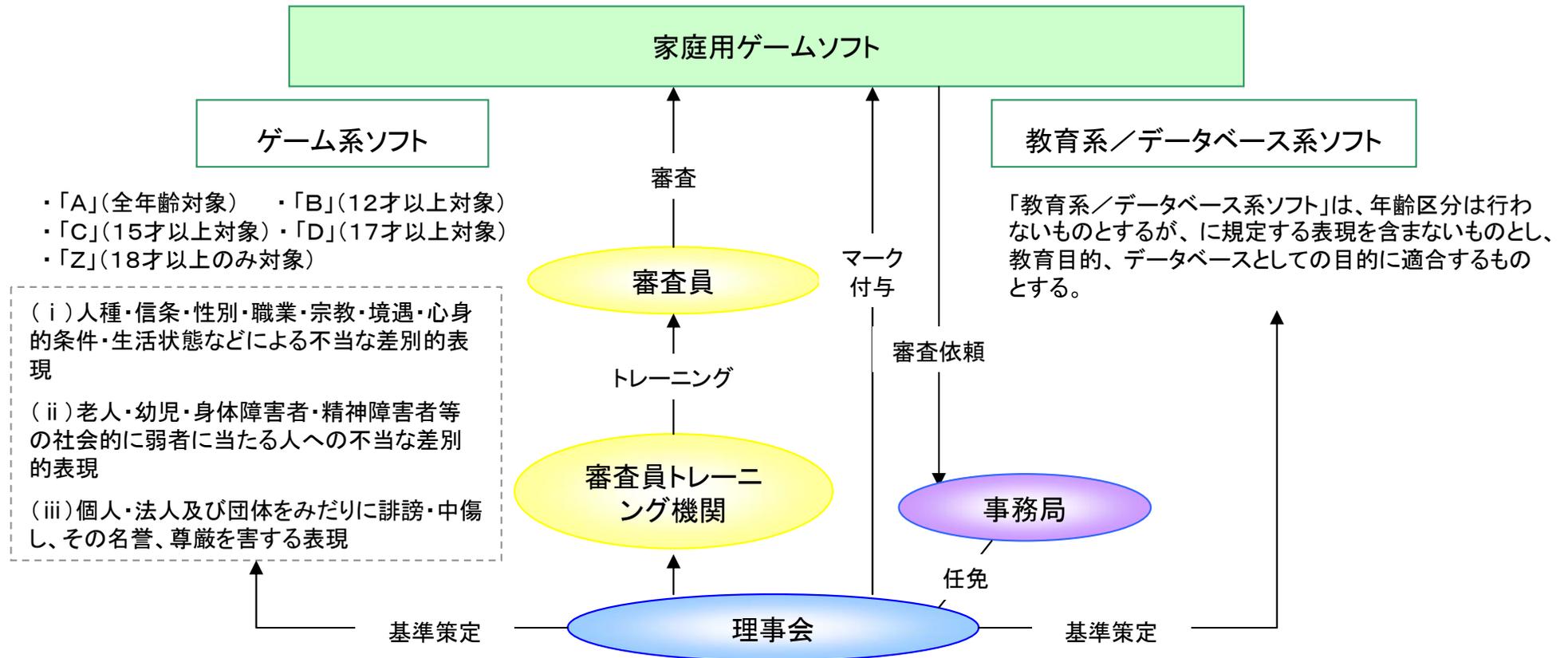
- ・ゲームソフトの年齢別レーティングを実施することにより、一般市民やユーザーに対しゲームソフトの選択に必要な情報を提供し、青少年の健全な育成を計り且つ社会の倫理水準を適正に維持することを目的としている。
- ・東京都より2003年12月、特定非営利活動法人として認証
- ・会員数は93社(カプコン、ソニーコンピュータエンタテインメント、任天堂、タイトー、マイクロソフト等)

### 中立性の担保について

- ・審査委員は、ゲーム関係者以外の20歳以上の一般ユーザーから募集し、審査の中立性を保っている。

## 1-2 特定非営利活動法人コンピュータエンタテインメントレーティング機構 (CERO) の審査体制

### ◆特定非営利活動法人コンピュータエンターテインメントレーティング機構(CERO)の審査フロー図



### 収支について

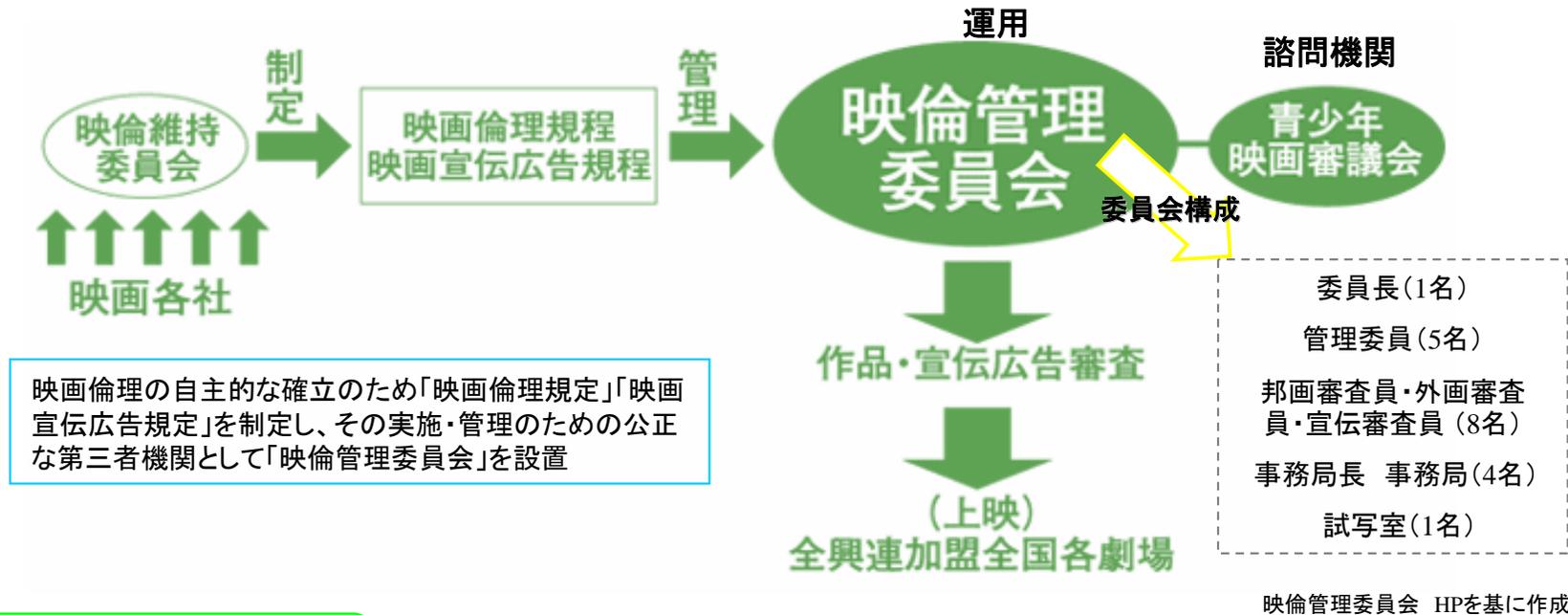
- ・会費(年会費:正会員10万円、賛助会員5万円)入会金収入(入会金:正会員 20万円、賛助会員10万円)
- ・費用は運営費のほか、**審査員に対する報酬**もある。

### 審査体制について

- ・CERO内の審査員トレーニング機関で審査員のトレーニングを行う
- ・基準策定は理事会で行う。CERO規定の策定方法については調査中

## 2-1 映倫管理委員会の概要

### ◆映倫管理委員会(映倫)と関連団体との関係図



### 概要

- ・映画作品内容を審査し、レーティング設定(番組規制基準)等を行う自主規制組織

### 中立性の担保について

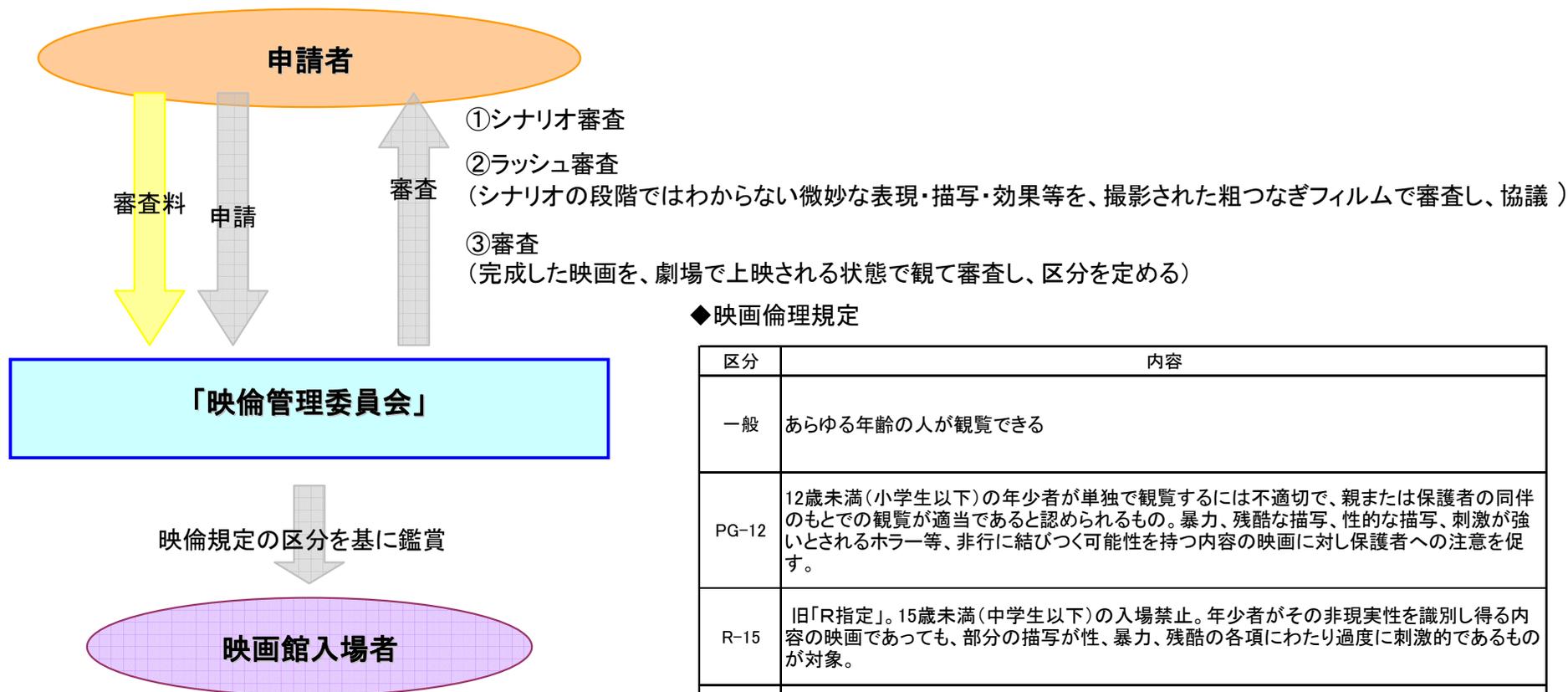
- ・映倫管理委員会(映倫)では、映倫維持委員会が制定した「映画倫理規定」「映画宣伝広告規定」に基づき、映画の審査を行う。

### 収支について

- ・映倫の審査・運営費用は全て申請者からの審査料でまかなわれている。

## 2-2 映倫管理委員会の審査体制

### ◆映倫管理委員会(映倫)の審査体制



### ◆映画倫理規定

区分	内容
一般	あらゆる年齢の人が観覧できる
PG-12	12歳未満(小学生以下)の年少者が単独で観覧するには不適切で、親または保護者の同伴のもとでの観覧が適当であると認められるもの。暴力、残酷な描写、性的な描写、刺激が強いとされるホラー等、非行に結びつく可能性を持つ内容の映画に対し保護者への注意を促す。
R-15	旧「R指定」。15歳未満(中学生以下)の入場禁止。年少者がその非現実性を識別し得る内容の映画であっても、部分の描写が性、暴力、残酷の各項にわたり過度に刺激的であるものが対象。
R-18	18歳未満の入場(鑑賞)を禁止。R-15に加え、著しく性的感情を刺激する行動描写、著しく反社会的な行動や行為、麻薬・覚醒剤の使用を賛美するような表現の項目が強調されている

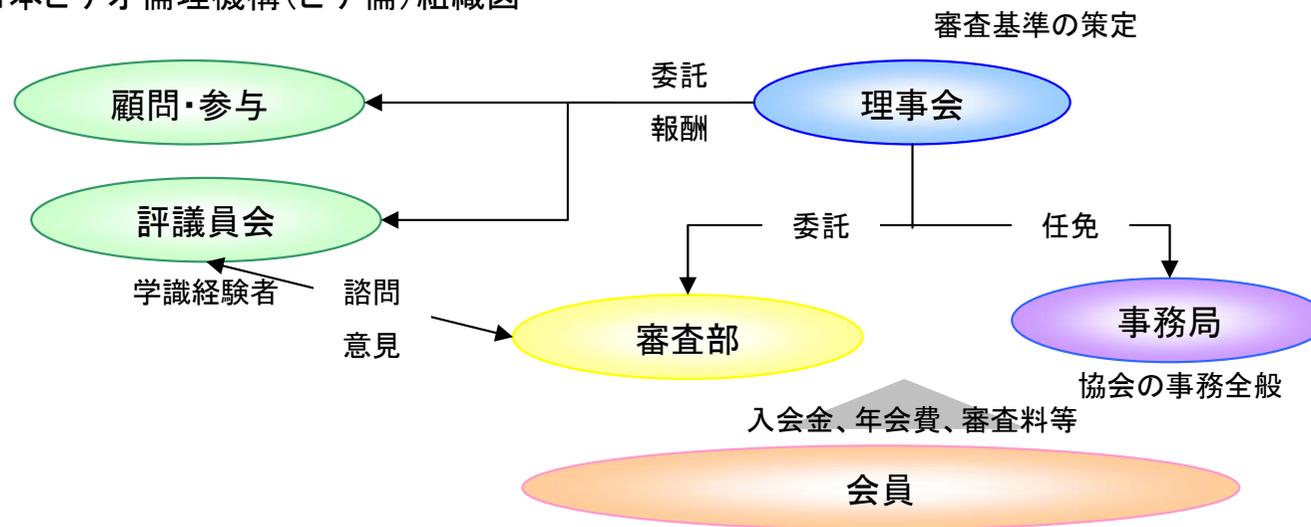
### 審査体制について

・映倫の審査なしでは全国興行生活衛生同業組合連合会(全興連)加盟の全国各会場での上映を行うことができない。

・審査件数は長篇映画608本、中篇17本、短篇74本、新版19本、予告篇363本、ビデオ・DVDソフト(ビデ倫との共同審査)33本(平成18年度)

## 3-1 日本ビデオ倫理機構（ビデ倫）の概要

### ◆日本ビデオ倫理機構（ビデ倫）組織図



- 審査料  
33,000円(60分作品)、51,000円(120分作品)等(平成15年4月から)※作品の時間により異なる
- シール代  
5円/枚(ソフト一本あたり、パッケージの背×1枚、ソフト本体×1枚の計2枚を貼付販売することが原則)
- 入会金  
100,000円、年会費30,000円
- 審査キャンセル料  
審査予定作品60分未満 10,000円、120分以上 20,000円

### 概要

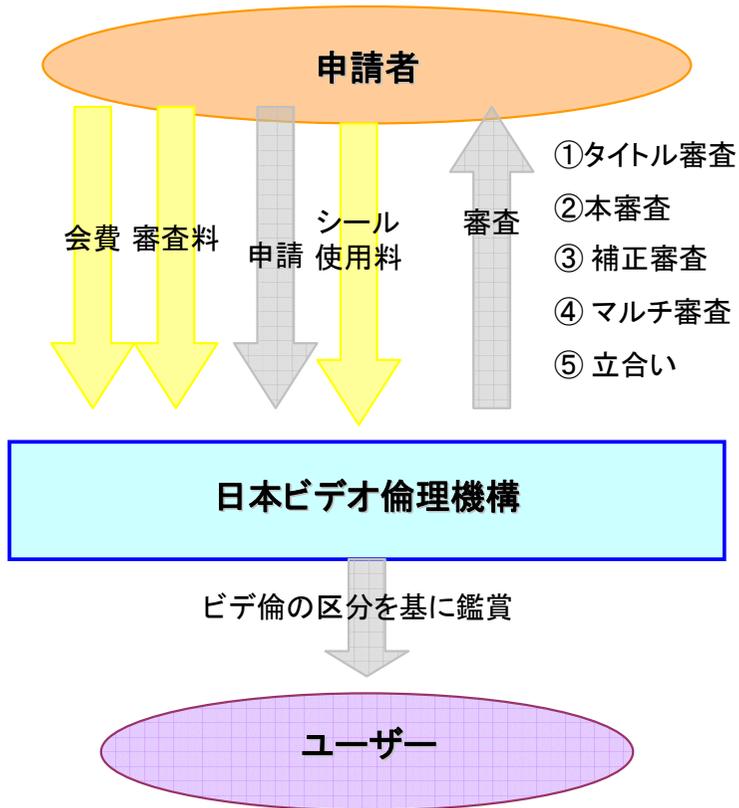
- ・ビデオ産業の黎明期、社会と成人ビデオ産業の緩衝役として設立されました。会員制の自主審査機関。
- ・法人格を有しない任意団体であるが、税法上「みなし公益法人」の取り扱いを受けている。

### 中立性の担保について

- ・学識経験者を中心とした評議員会を設けることで中立性を保持している。

## 3-2 日本ビデオ倫理機構（ビデ倫）の審査体制

### ◆日本ビデオ倫理機構（ビデ倫）の審査体制



### 収支について

・収入は会員会費(入会金10万円 年会費3万円)と審査料、シール代、審査キャンセル料

### 審査体制について

・審査体制は上図の通り

・審査件数は昭和47年～平成14年審査本数:83,981本(平成14年審査本数:7,391本)

### ◆ビデ倫倫理規定

・映像ソフト倫理規定・あらゆる国の習慣や国民感情を尊重する・法律で禁止されている行為については、その表現は慎重にし肯定的表現はしない 等

・法規範、社会規範及び性表現に関する作品の審査基準・法令、条例等を尊重し、これを否定するような主題、内容は避ける 等  
・R指定審査基準・表現、描写については簡潔及び抑制に留意する(刺激性、好奇心) 等

・映像ソフト作品の題名審査基準・男女の性的行為(性交、性戯を含む)等を煽情的具体的に表現するもの 等

・映像ソフトのパッケージ、ジャケット及び宣伝広告物に関する審査基準・性器、恥

### ◆ビデ倫審査区分

#### 成人指定

18歳未満の者に映示、貸出し、販売を禁止。

#### R指定

15歳未満の者に映示、貸出し、販売を禁止。

#### 一般指定

制限なし